

津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事

図面リスト			
機械設備工事		電気設備工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
M-01	特記仕様書（１）	E-01	特記仕様書（１）
M-02	特記仕様書（２）	E-02	特記仕様書（２）
M-03	位置図・配置図	E-03	特記仕様書（３）
M-04	空調設備 凡例・機器仕様 参考要領図 配管系統図	E-04	電気設備 配置図
M-05	空調設備 １階平面図	E-05	高圧単線結線図
M-06	空調設備 ２階平面図	E-06	電気設備 １階 平面図 分電盤結線図
M-07	空調制御設備 １、２階平面図	E-07	電気設備 ２階 平面図
M-08	１階平面図		
M-09	２階平面図		

[illegible]

※ 横走り管の吊り間隔

銅管	100A以下	—	2m 以下
	125A以上	—	3m以下
ビニル管 耐火二層管 銅管	80A以下	—	1m 以下
	100A以上	—	2m以下
鉛管	1.5m以下		
錫鉄管	標準図による		

※ 横走り管形銅振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
銅管	—	50A～100 A	125A～
錫鉄管			
ビニル管			
耐火二層管	25A～40A	50A～100A	125A～
銅管			

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下
形銅振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

※ 液管・ガス管共吊りの場合は、
液管の外径を基準とする。

(2) ダクト工事

矩形ダクト	亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 鍍金付着Z18以上 ステンレス鋼板 JIS G4305 アングルフランジ工法 共板フランジ工法 スライドオンフランジ工法	鍍金付着Z18以上 JIS G4305 JIS G 3101	SUS鋼材 JIS G 4317
工法	スパイラルダクト 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)		
形銅補強 丸ダクト			

(3) 保温塗装工事

1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。

グラスウール保温材 保温筒 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等) 保温板、保温帯 JIS A 9504 2号 40K			
給水管	排水管	給湯管	温水管
蒸気管	冷水・冷温水管	冷媒管	
(屋外等)			
給湯管	温水管	蒸気管	冷水・冷温水管
冷媒管			

ロックウール保温材 保温板、保温帯、ブランケット (防火区画貫通部等) 1号JIS A 9504			
給水管	排水管	給湯管	温水管
蒸気管	冷水・冷温水管	冷媒管	消火管

ポリスチレンフォーム保温材 保温筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等) 保温板 JIS A 9511 3号			
給水管	排水管	冷水・冷温水管	冷水管 (2～4℃)
ブライン管			
(屋外等)			
給水管	排水管	給湯管	冷水・冷温水管
ブライン管	消火管		

調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出)			
給水管	排水管	通気管	ドレン管
ガス管	消火管	油管	冷却水管

2) 保温厚

・ グラスウール、ロックウール					
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	～80A	100～150A	-	200A～	-
膨張・温水・消火管					
蒸気管	～25A	-	32～50A	65A～	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	～25A	32～200A	250A～

ポリスチレンフォーム						
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	～25A	32～200A	250A～	-
冷水管 (冷水温度2～4℃)	-	-	～20A	25A～100A	125A～	-
ブライン管	-	-	-	～25A	32～80A	100A～

・ 機器ダクト保温厚		
保温厚		
25mm	ダクト(屋内露出〔機械室、書庫、倉庫〕、暗蔵部)、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、銅板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)	
50mm	ダクト(屋内露出〔一般居室、廊下〕)、サブライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 接気簡隠蔽部 (ロックウール)	
75mm	煙導 (ロックウール)	

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様				
	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カパー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	7k3k 52k72k 仕上
天井内・P S 内	7k3k 52k化樹脂保温筒		アルミガラスクロス粘着テープ	
暗蔵内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色7k3k 52k72k
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※ 1) 排水管については、上表暗蔵内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※ 2) サヤ管工法：架構ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消火管の外部露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	δ 15F9/274k	合成樹脂製カパー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	δ 15F9/274k	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S 内 (温水・蒸気管以外)	保温筒	鉄線	δ 15F9/274k	アルミガラスクロス仕上	
暗蔵内 (ビット内)	保温筒	鉄線	δ 15F9/274k	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	δ 15F9/274k	SUS鋼板仕上	

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別
■ 保温化粧ケース仕上 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク 銅板製タンク	鉄	保温板	ポリエチレン フィルム	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー鉄板(屋内)
冷水・冷温水ヘッダ					
温水・膨張・温水 貯湯タンク	鉄	保温板	鉄線		
温水・蒸気ヘッダ 熱交換器				SUS鋼板仕上 カラー鉄板(屋内)	

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様

		1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	鉄	保温板	カラー鉄板	
	機械室		鉄	保温板	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	屋内隠蔽、D S 内		鉄	保温板	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	屋外露出、多湿箇所		鉄	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板	
	機械室		アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、多湿箇所		アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
サブライチャンバー			鉄	保温板	ガラスクロス	銅電甲金網
消音チャンバー、エルボ			鉄	保温板	ガラスクロス	
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽	鉄	アルミガラスクロス化粧保温板		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出		アルミガラスクロス化粧保温板		アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト円形	屋内隠蔽		アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出		ブランケット	鉄線	カラー鉄板	
煙道						

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55
による防錆処理を施したプラス0号で外面補強したものを使用。
※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りはさび止めペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. S A
☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
2. E A
☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
3. R A
☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
4. O A
☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
- チャンバー内貼施工
☐ 内貼あり (mm) ☐ 内貼なし ☐ 図面による ☐ その他 ()

(4) スリーブ工事

- 1.管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものを、保温厚さを含む)
より40mm程度大 (≒2サイズUP) なるものとする。
霜抜きスリーブは、本枠又は銅板(実管ダクト) とする。
- 2.地中部分のスリーブは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、
つば付き銅管とする。
- 3.その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、
配管前に必ず撤去のこと。

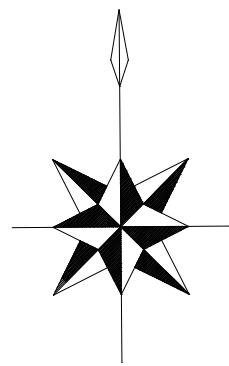
共通事項

- 1) 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
- 2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
- 3) 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S 内等) に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
- 4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
- 5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
- 6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
- 7) 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
- 8) 雨がかり部に取り付けるガラルリのチャンバーには、水抜きを設けること。
- 9) 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設機を施工すること。
- 10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受を使用すること。
- 11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
- 12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
- 13) 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
- ・ 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
 - ・ 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
 - ・ 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
 - ・ 呼び径100A以下はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
- 14) 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチビット等) の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
- 15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
- 16) 合成樹脂製カパーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
- 17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。
- 18) 建設発生土は場外自由処分とすること。

※特記事項

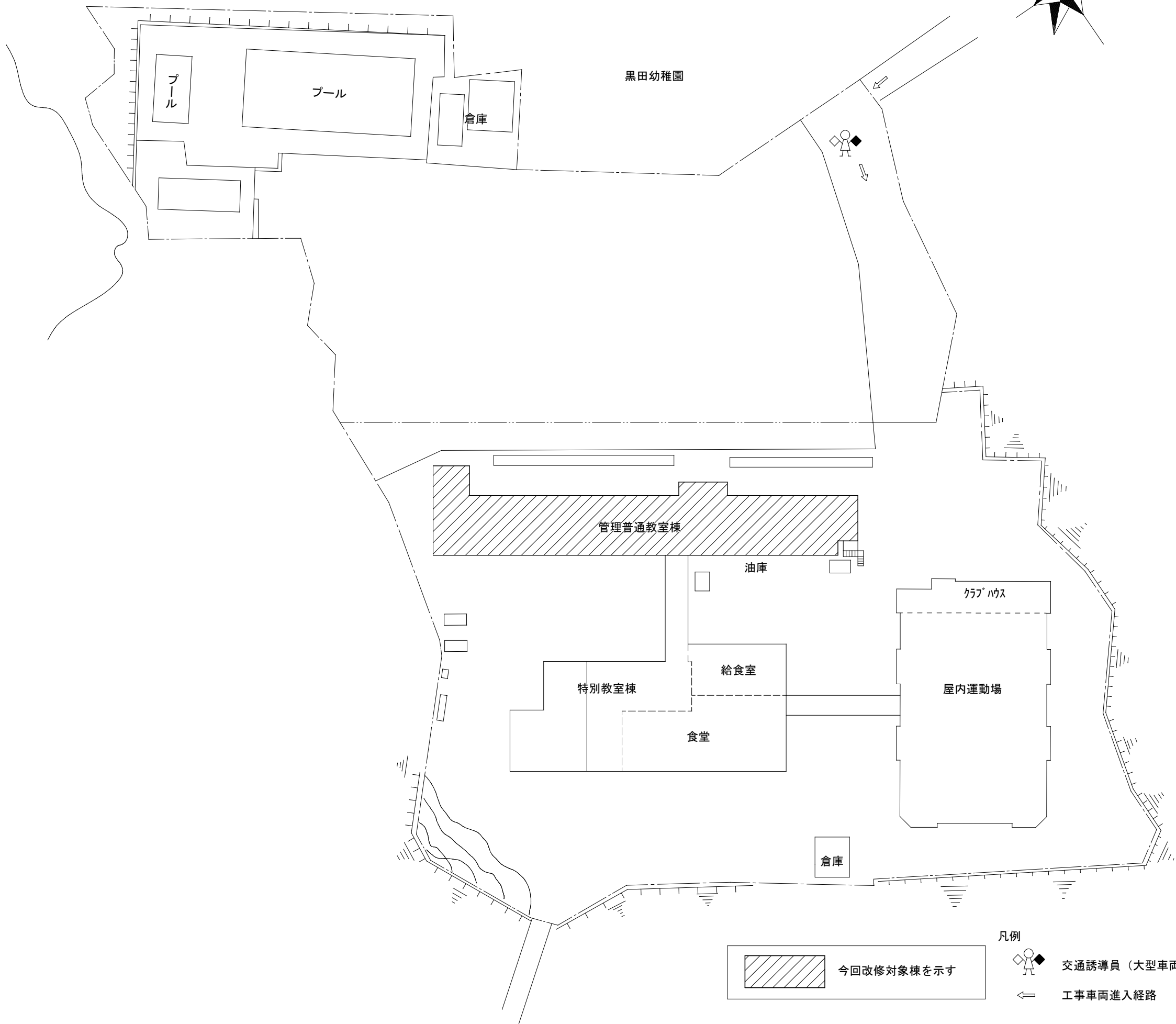
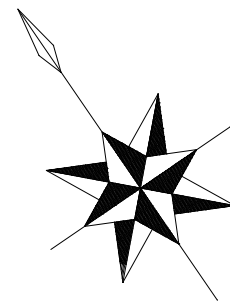
- ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承認を得ること。
- ※ 現場作業着手までの敷地内調査は、事前に施設関係者及び市監督員の承諾を得るものとし、また休日等の行事に影響を与えない範囲とする。
- ※ 工事作業については、工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。
- ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
- ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。
- ※ 工事期間中、現場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
- ※ 安全対策として、作業範囲にはコーンバー等を設置すること。
- ※ 側溝、樹等は車両通行時に破損しないよう、鉄板敷き等で養生すること。
- ※ 工事車両の出入りについては、登下校時間を避け安全確保に十分配慮すること。
- ※ 大型車両進入時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。
- ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき、関係機関への届出打合せの上、作業に着手することとし、また、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承諾を得てから行うこと。
- ※ 工事着手前には、現状状況把握のために破損箇所等があれば、市監督員の立会のもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存施設に破損等を与えた場合は、工事受注者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。
- ※ 本工事の現場施工にあたっては学校運営に支障のないように、土日祝日等休日に施工を行うようにすること。ただし、平日であっても授業等に影響のない範囲に限り施工を行うことを認める。
- ※ 設計書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計 ・ 監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事	年 月 日	No. M-02
				株式会社 マ ツ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL：059-228-6590 FAX：059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一						
									図面名	—	
									特記仕様書 (2)	縮 尺	原図：A2



工事箇所

位置図



今回改修対象棟を示す

- 凡例
- 交通誘導員（大型車両進出時）
 - 工事車両進入経路

配置図 1/600

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ツ ダ 設 計				一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/600	M-03
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590				位置図・配置図				縮尺	原図: A2	

空調機器表（新設）				
記号	形式・名称	仕様		備考・参考型番
ACP-1	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(4.8～11.2)Kw	暖房能力：11.2(5.1～14.0)Kw	1 既製コンクリート架台
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：2.72kW 暖房定格消費電力：2.70kW	
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット		
ACP-2	パッケージエアコン	冷房能力：14.0(6.3～16.0)Kw	暖房能力：16.0(7.2～20.0)Kw	※1 現場打コンクリート基礎
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：5.38kW 暖房定格消費電力：4.65kW	※2 既製コンクリート架台
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット		
集中管理リモコンスイッチ		液晶タッチパネル		1
		グループ制御・個別ノ－括運転・停止・以上表示・温度設定		

特記事項：運転特性、能力はJIS条件による。 電気容量値は参考とする。 空調機は省エネタイプ仕様とすること。

空調機トップランナー基準改定仕様とする。 冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機－室内機間の２次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。

リモコン配線共本工事とする。 室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。 室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けの事。

アンカーはケミカルアンカー仕様。 機器は同等品以上とする。 室外機は防振ゴムシート（t＝10以上）を敷くこと。

パッケージエアコン室外機には防護ネットを施すこと。屋上設置機器は防振架台とすること。

機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。 但し該当しない機器については製造者標準仕様による。

凡 例			
図示記号	名 称	配管材料	防露塗装仕様
—— R ——	冷媒管	空調用保温付被覆銅管	屋内露出：配管化粧カパー 屋外露出：保温材成形＋SUS鋼板ラッキング
—— D ——	ドレン管	保温付VP ※屋外はｶｰVPとする	

室外機連絡線・遠隔監視アダプター配線参考図

※ 1. 室内機、室外機に必要な連絡・制御配線はメーカー標準とする。
※ 2. 室外機渡りの露出中継ボックスは塩ビ製とする。

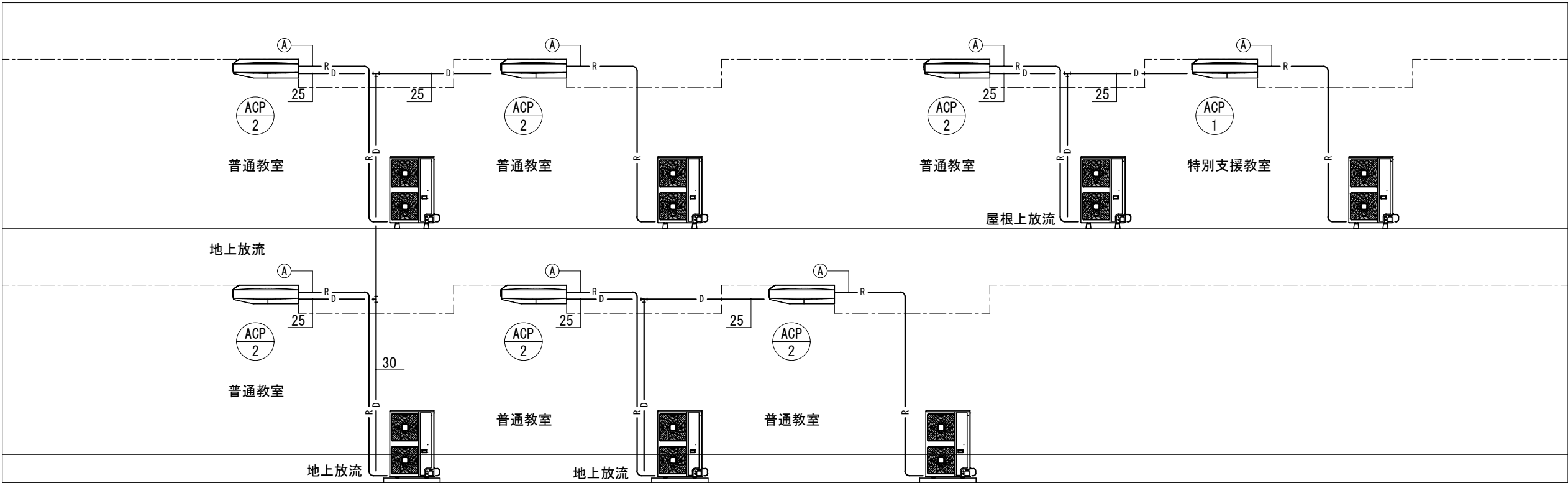
集中リモコン
各室内機の温度設定および
運転管理・グループ制御を行う。

電線管
屋外露出：HIVE管
屋内隠蔽：
職員室屋内露出：メタルモール

室内機取付詳細図

冷媒管保温要領

コア抜き参考図



配管系統図

RSL

3.500

2FL

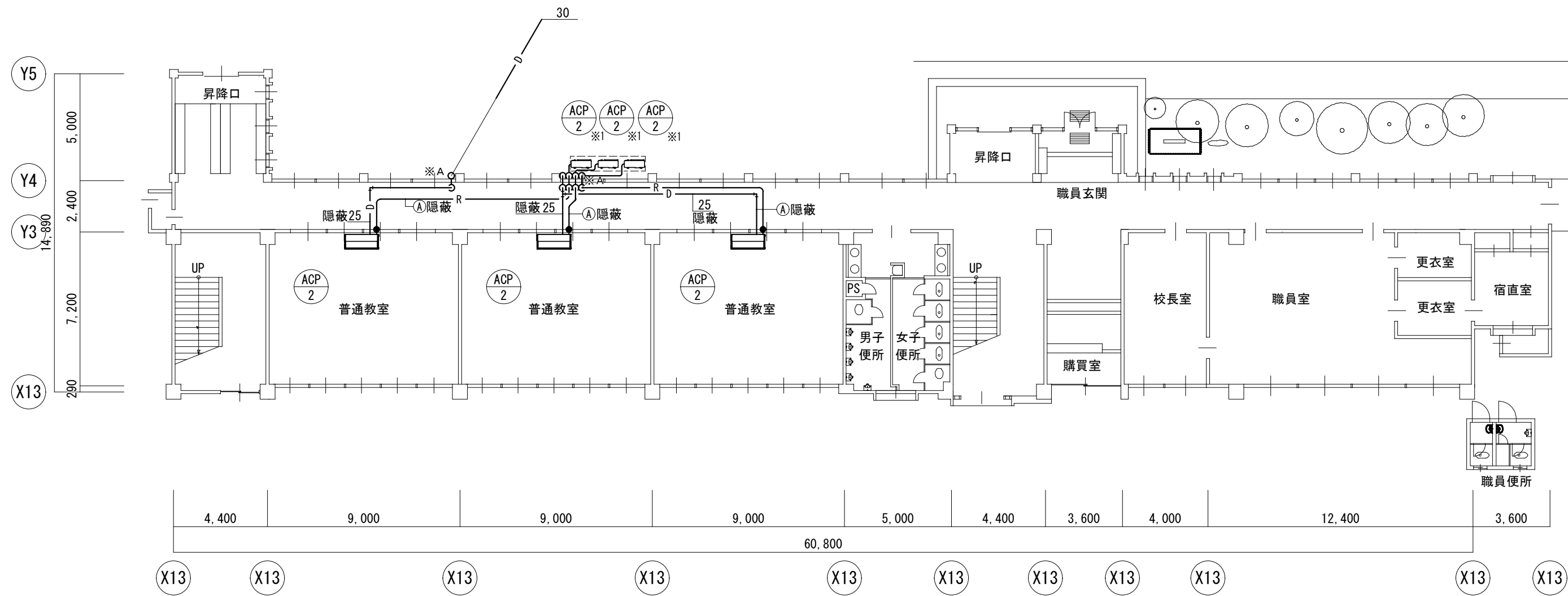
3.600

1FL

GL

550

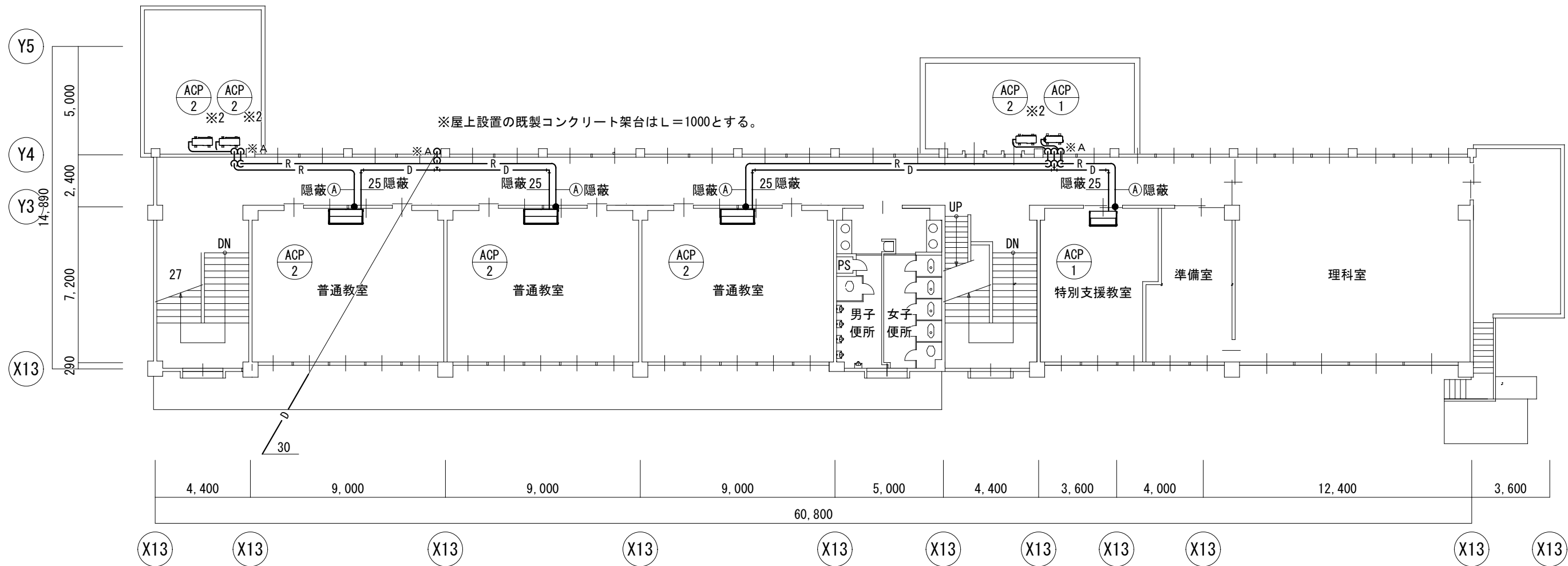
記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
Ⓐ	φ9.5	φ15.9
配管共巻 室内外連絡線		
VVF 2.0-3C		



1 階 平面図 1/200

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 9.5	φ 15.9
配管共巻 室内外連絡線		
VVF 2.0-3C		

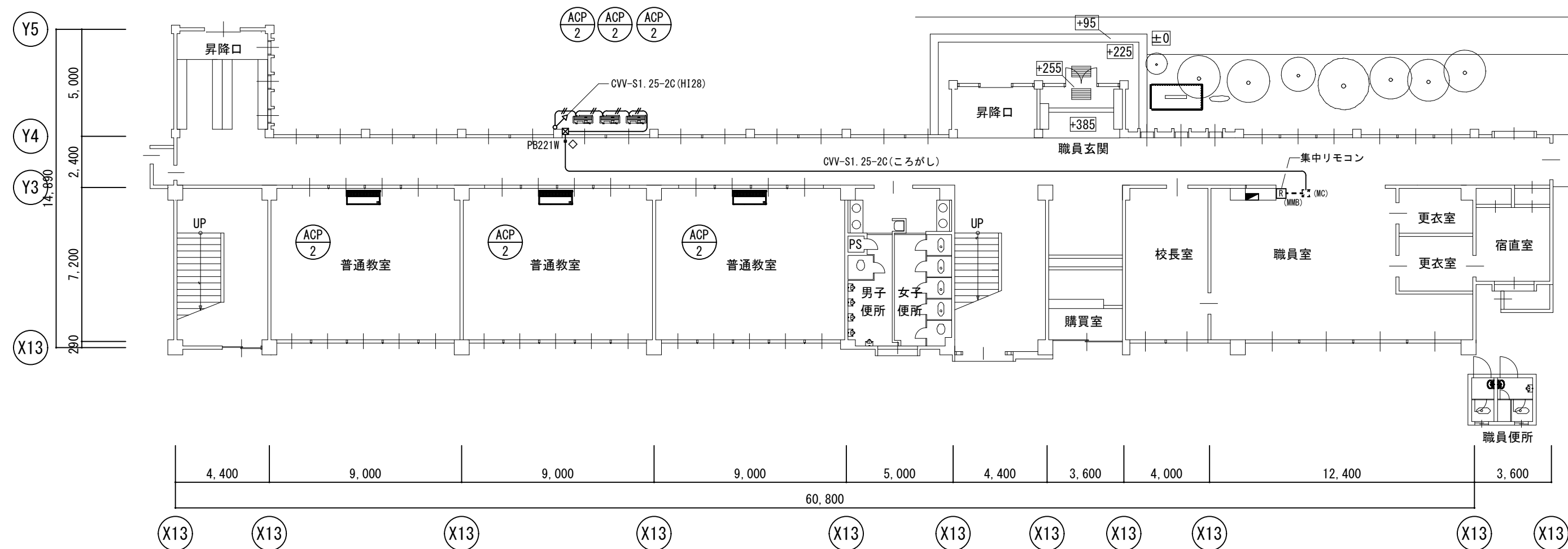
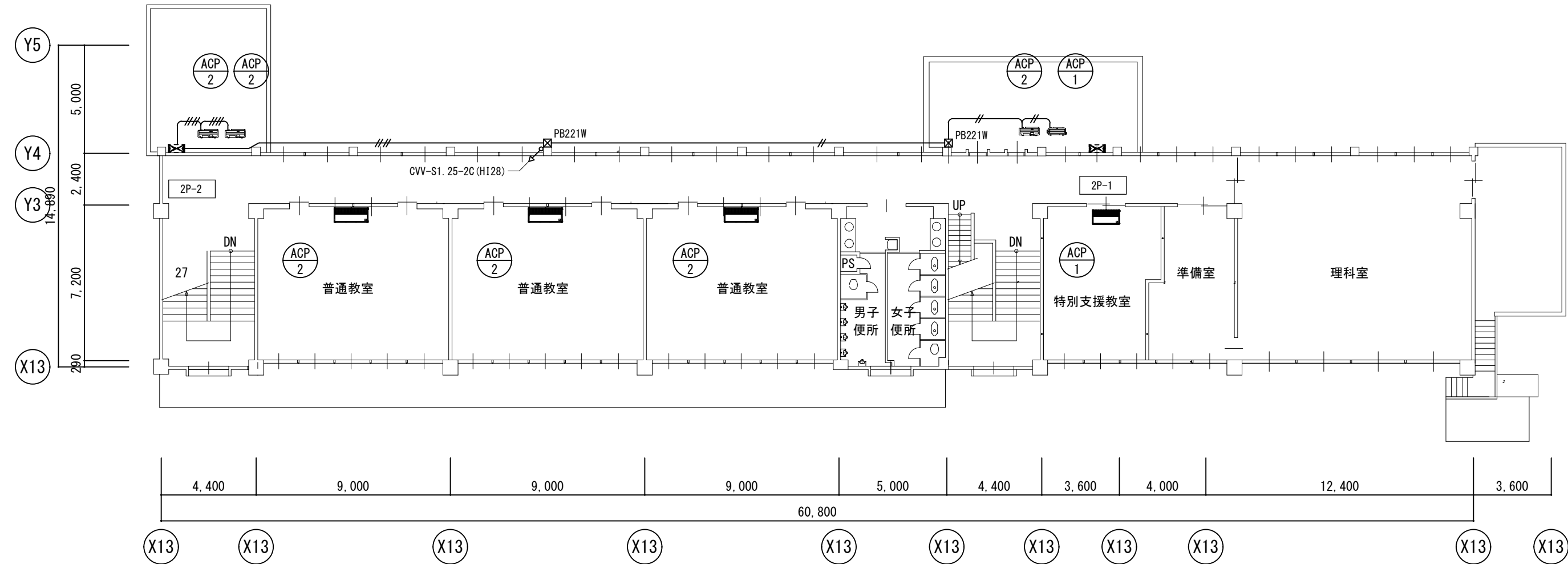
凡例	
図示記号	仕 様
※ A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）
※ A 1	既設アルミパネル貫通箇所を示す
●	防火区画貫通処理：認定品使用

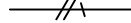
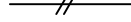
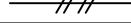


2階 平面図 1/200

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
Ⓐ	φ 9.5	φ 15.9
配管共巻 室内外連絡線		
VVF 2.0-3C		

凡例	
図示記号	仕 様
※ A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）
※ A 1	既設アルミパネル貫通箇所を示す
●	防火区画貫通処理：認定品使用



1. 図中記入なき配線は下記とする。	
	VVF2. 0-3C (1E)
	CVV-S 1.25-2C (H128)
	CVV-S 1.25-2Cx2 (H128)
————— メタルモール (MMA)～A型 (MMB)～B型	
(MC)  —————	メタルモールコーナーボックス
二重天井内はケーブルころしが配線とし、コンクリート部及び 壁内立下り部は電線管（PF）にて保護とする。	
屋外露出部は、電線管（H128）にて保護とする。	
★印は、壁貫通箇所位置を示す。	
◇印は、アルミパネル通箇所位置を示す。	
PB221W	ブルボックス 200×200×100 SUS WP
PB332W	ブルボックス 300×300×200 SUS WP

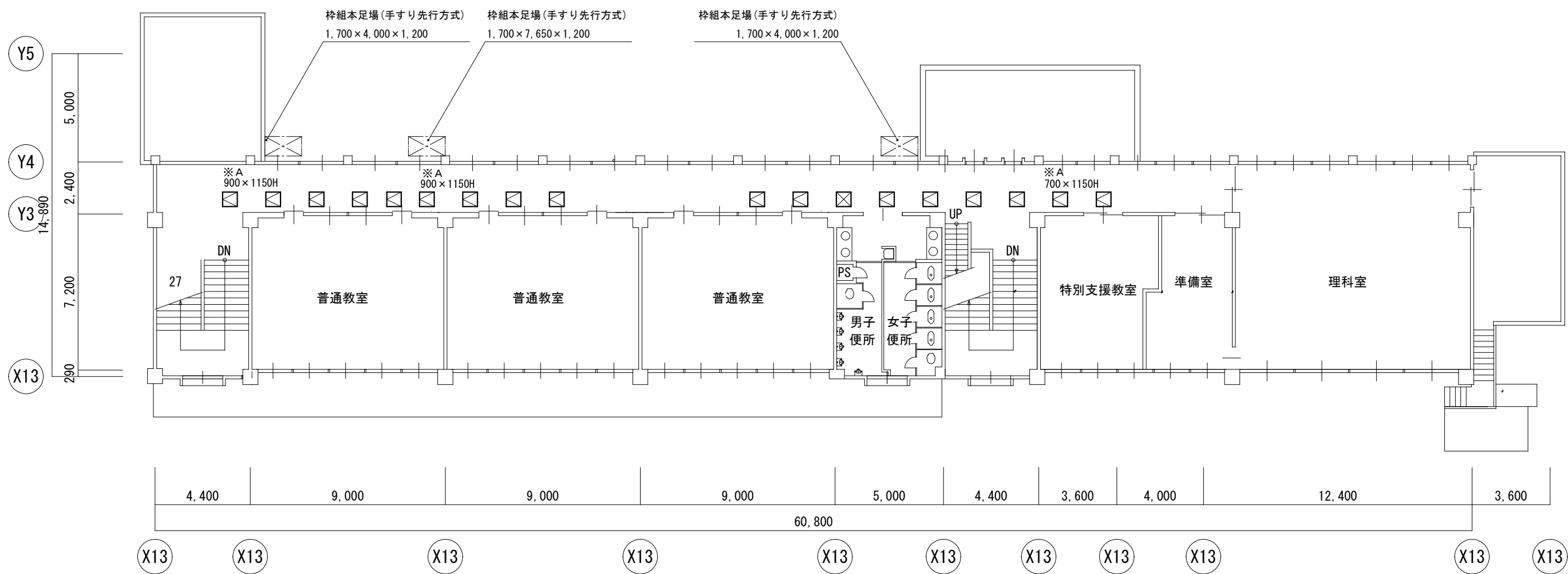
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計 ・ 監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株 式 会 社 マ ツ ダ 設 計 514-0064 三 重 県 津 市 長 岡 町 800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一 級 建 築 士 大臣登録 264600 松 田 恭 一				図面名	1/200	M-07 原図：A2
									空調制御設備 1、2 階平面図	縮 尺	



※施工時には、養生を行うこととする。



改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計 ・ 監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事	No.
				株 式 会 社 マ ツ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				年月日	M-08
									図面名	1/200
									1 階 平 面 図	縮 尺



2 階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕 様
※ A	既設サッシ上部ガラスをアルミパネル(t=3)に改修(シール含む)(寸法は図示)
	既設天井点検口
	天井点検口新設 450×450
	梓組本足場(手すり先行方式)

※施工時には、養生を行うこととする。

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事

2. 工事場所

津市 河芸町北黒田 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	用途区分
普通教室棟	ＲＣ	2階		7 項
特別教室棟	ＲＣ	3階		
計				

4. 工事項目

主な工事項目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目	工 事 場 所			
	普通教室棟			屋 外
電力設備	電灯設備	○		
	動力設備	○		○
	雷保護設備			
	接地設備			○
受電設備				○
電力貯蔵設備	直流電源設備			
	交流無停電電源設備			
	電力平準化用蓄電設備			
	分散電源設備			
発電設備	ディーゼル発電設備			
	ガスエンジン発電設備			
	ガスタービン発電設備			
	太陽光発電設備			
	風力発電設備			
	その他発電設備			
通信設備	構内情報通信網設備			
情報設備	構内交換設備			
	情報表示設備			
	映像・音響設備			
	拡声設備			
	誘導支援設備			
	テレビ共同受信設備			
	テレビ電波障害防除設備			
	監視カメラ設備			
	駐車場管制設備			
	防犯・入退室管理設備			
	自動火災報知設備			
	自動閉鎖設備			
	非常警報設備			
	ガス漏れ火災警報設備			
中央監視制御設備				
医療関係設備				
構内配電線路				○
構内通信線路				
その他				

Ⅱ. 共通仕様

1. 適用

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを利用）

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
- 電気設備に関する技術基準（条例・所轄署指導要領を含む。）
- 電気工事業の業務の適正化に関する法律
- 電気工事法
- 労働安全衛生法
- 消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
- 電力会社供給約款
- その他関連法令、関連諸基準

2. 一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に急かつ誠実に施工すること。 (2) 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図面のとおりに施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による差配的な仕上り不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)の②手すり据着方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数の集計）を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●家用電気工作物 ・事業用電気工作物
6. 電気工士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kV以上の電気工作物においても、第一種電気工士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1) 消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する申請消防設備士の資格を有する者とする。 (2) 電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、 「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事写真の綴り方ー建築設備編ー ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書（施工要領書） 各種工程ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図（フロット図、平面図、縦断面、各種細図、各種細図） 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、詳細計算書等 ⑤ 照度分布図、センサー動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
16. 工事写真	営繕工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
17. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ●一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定日（・施設の休業日 ・打ち合わせによる ・その他（ ）） ●指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定時間（（ ）時～（ ）時 ・打ち合わせによる ・その他（ ）） 2) 施工可能時間帯 ●指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定時間（（ ）時～（ ）時 ・打ち合わせによる ・その他（ ）） 3) 完成工期 ・適用する（工事期日より（ ）日前） ・適用しない 4) その他（ ）
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物	(1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにA C I Cが適する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

20. 発生材の処理等

(1) 引き渡しを要するもの
(2) 特別管理産業廃棄物
・変圧器
・コンデンサ
その他
現場内の監督員の指示する場所へ保管するものとする。
なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物及び難処理し機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
(3) 現場土
・発生土
・その他
(4) 再資源化を図るもの
・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材
(5) 発注者へ引き渡しを要するものについては「現場発生品目書」を提出すること。
また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
(6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。
マニフェストA、B2、D、Eを提示すること。

21. 官公署への手続き

工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
●消防設備関係 ●受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他（ ）

22. 消防法関係の手続き

(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・本工事（・建築工事・電気設備工事・機械設備工事） ・別途工事
(2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

23. 工事用仮設備

構内への設置 ●できる（施設管理者と協議） ・できない

24. 工事中に必要な工事用電力、水、その他

(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。
(2) 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

25. 工事中等の保安管理

新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

26. 搬入計画

大型機器、重量物の搬入前に、搬入経路の有効寸法（厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

27. 製品確認

発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するよう規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

28. 機材等の検査及び試験

検査及び試験を行うべき機材等は、設計図面によるほか、監督員の指示による。

29. 完成確認及び完成検査時等の電源確保

機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

30. 完成時の操作説明

タイマ、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

31. 不正軽油の使用の禁止

市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
受注者は、市が使用燃料の検油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。
設計図面に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

32. その他

2. 施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項																																																																						
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中配線管路 ① 項 目 ●埋設配管 ●構造物 ・その他（ ） ② 調査範囲 ●埋設ルート ・その他（ ） (2) 貫通及びはつり ① 項 目 ・鉄筋 ・配管 ・その他（ ） ② 調査範囲 ・施工部分 ・その他（ ） (3) 既設との取合い ① 項 目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他（ ） ② 調査範囲 ●施工部分 ・その他（ ）																																																																						
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に、監督員に報告すること。																																																																						
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																						
4. 耐震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次に示す。 設計用標準水平震度(Ks) <table><tr><th rowspan="2">設 置 場 所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><td></td><td></td><td>重要機器</td><td>一般機器</td><td>重要機器</td><td>一般機器</td></tr><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td></tr><tr><td></td><td>水槽類</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>中間階</td><td>機器</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td></td><td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>機器</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td><td>0. 6</td><td>0. 4</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td></td><td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr></table>	設 置 場 所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0		防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5		水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6		防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0		水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4		防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6		水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設 置 場 所	機器種別			耐震安全性の分類																																																																			
		特定の施設		一般の施設																																																																			
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																		
上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																																		
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																																		
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																																		
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																																		
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																																		
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																																		
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																																		
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																																		
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																																		
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ●なし ・あり (2) 溝はつり及び補修 ●なし ●あり																																																																						
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない																																																																						
7. 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																																						
8. 配管・配線の耐震処置	建築物のエキステンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う ・行わない ・行う ・行わない																																																																						
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																						
10. 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以上の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する）。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に依わずその指示に従う。																																																																						
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、フッソングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。（P F管）																																																																						
12. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 露出部分（電気室、機械室、E P S、設置、面下）その他建築意匠上必要な箇所。 ② 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 ③ 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属位置ボックスの内部には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） ④ 仮検査直後の金属配管には錆止めの塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																																						
13. 導入線	通線を行わない配管及び配線引き抜き後に空となった配管には、導入線（φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																																						
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																						
15. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																																						
16. プルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一辺が600mm以上のもの）は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																																						
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																																						
18. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② プルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・（ ）箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・（ ）箇所																																																																						
19. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共に、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。																																																																						

改訂日

改訂記号

改訂内容

印

設計・監理

一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

管理建築士

承認

設計

製 図

津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事

図面名

電気設備特記仕様書 1

No.

年月日

E-01

縮 尺

原図：A2

株 式 会 社 マ ッ ダ 設 計

一 級 建 築 士
大臣登録 264600
松田 恭一

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL：059-228-6590 FAX：059-228-6590

20. 配線器具の設置		(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。 (2) 電源の種類により色を区別する。 (3) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (4) プレートは、図面に特記なき場合、新金製品とする。 (5) カバープレートは、原則として新金製品とする。 なお、電線を保護しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6) フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。
21. 照明器具の設置		(1) コードンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンタクト形器具（27W以下）を除く。） (2) 接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯（緑色）を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線（緑線）を添えることもできる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4) 照明器具取付後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5) 天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6) バイブ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。
22. 照明改修の際の測定		対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（ ） 測定回数（ ）回
23. 分電盤、制御盤、キュービクル等		(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2) 屋外キュービクルで送出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
24. 受変電設備、発電設備の設置場所		(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3) 電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
25. 発電設備の燃料配管		(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に前掲の消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
26. 電圧開閉の計算及び測定		(1) 計算書の提出 電圧強度測定結果による計算書を提出 ・ 施工前 ・ 躯体上がり時 ・ その他（ ） (2) 測定の実施 1) 項目 全受電チャンネルの電圧強度、受電面質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2) 測定時期 ・ 施工前 ・ 躯体上がり時 ・ 施工後 ・ その他（ ） 3) 報告書提出部数 ・ 2部 （ ）部
27. 土工事		(1) 埋戻しの材料及び工法 ・ B種（材料：被切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め） ・ その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2) 特記なき地中埋設配管の深さは、GL＋600mm以上とする。 (3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管等では布面り、外灯基礎、電柱等はつま掘りとする。 (4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
28. ハンドホール、マンホール		1) 地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ② 衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3) 高さ900mmを超えるものにあてはは、トラップ付とする。 なお、トラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
29. 地中配線路の表示杭		下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個
3. 機器仕様		下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。
【電力設備】		1. 電灯設備 (1) 既設等との取り扱い (2) 機器類 (3) 一般照明器具 (4) 照明制御装置 (5) 外灯（単独設置） (6) コンセント等 (7) 分電盤、制御盤等 (8) 避雷針 (9) 避雷線 (10) 避雷器 (11) 避雷針 (12) 避雷器 (13) 避雷針 (14) 避雷器 (15) 避雷針 (16) 避雷器 (17) 避雷針 (18) 避雷器 (19) 避雷針 (20) 避雷器 (21) 避雷針 (22) 避雷器 (23) 避雷針 (24) 避雷器 (25) 避雷針 (26) 避雷器 (27) 避雷針 (28) 避雷器 (29) 避雷針 (30) 避雷器 (31) 避雷針 (32) 避雷器 (33) 避雷針 (34) 避雷器 (35) 避雷針 (36) 避雷器 (37) 避雷針 (38) 避雷器 (39) 避雷針 (40) 避雷器 (41) 避雷針 (42) 避雷器 (43) 避雷針 (44) 避雷器 (45) 避雷針 (46) 避雷器 (47) 避雷針 (48) 避雷器 (49) 避雷針 (50) 避雷器 (51) 避雷針 (52) 避雷器 (53) 避雷針 (54) 避雷器 (55) 避雷針 (56) 避雷器 (57) 避雷針 (58) 避雷器 (59) 避雷針 (60) 避雷器 (61) 避雷針 (62) 避雷器 (63) 避雷針 (64) 避雷器 (65) 避雷針 (66) 避雷器 (67) 避雷針 (68) 避雷器 (69) 避雷針 (70) 避雷器 (71) 避雷針 (72) 避雷器 (73) 避雷針 (74) 避雷器 (75) 避雷針 (76) 避雷器 (77) 避雷針 (78) 避雷器 (79) 避雷針 (80) 避雷器 (81) 避雷針 (82) 避雷器 (83) 避雷針 (84) 避雷器 (85) 避雷針 (86) 避雷器 (87) 避雷針 (88) 避雷器 (89) 避雷針 (90) 避雷器 (91) 避雷針 (92) 避雷器 (93) 避雷針 (94) 避雷器 (95) 避雷針 (96) 避雷器 (97) 避雷針 (98) 避雷器 (99) 避雷針 (100) 避雷器 (101) 避雷針 (102) 避雷器 (103) 避雷針 (104) 避雷器 (105) 避雷針 (106) 避雷器 (107) 避雷針 (108) 避雷器 (109) 避雷針 (110) 避雷器 (111) 避雷針 (112) 避雷器 (113) 避雷針 (114) 避雷器 (115) 避雷針 (116) 避雷器 (117) 避雷針 (118) 避雷器 (119) 避雷針 (120) 避雷器 (121) 避雷針 (122) 避雷器 (123) 避雷針 (124) 避雷器 (125) 避雷針 (126) 避雷器 (127) 避雷針 (128) 避雷器 (129) 避雷針 (130) 避雷器 (131) 避雷針 (132) 避雷器 (133) 避雷針 (134) 避雷器 (135) 避雷針 (136) 避雷器 (137) 避雷針 (138) 避雷器 (139) 避雷針 (140) 避雷器 (141) 避雷針 (142) 避雷器 (143) 避雷針 (144) 避雷器 (145) 避雷針 (146) 避雷器 (147) 避雷針 (148) 避雷器 (149) 避雷針 (150) 避雷器 (151) 避雷針 (152) 避雷器 (153) 避雷針 (154) 避雷器 (155) 避雷針 (156) 避雷器 (157) 避雷針 (158) 避雷器 (159) 避雷針 (160) 避雷器 (161) 避雷針 (162) 避雷器 (163) 避雷針 (164) 避雷器 (165) 避雷針 (166) 避雷器 (167) 避雷針 (168) 避雷器 (169) 避雷針 (170) 避雷器 (171) 避雷針 (172) 避雷器 (173) 避雷針 (174) 避雷器 (175) 避雷針 (176) 避雷器 (177) 避雷針 (178) 避雷器 (179) 避雷針 (180) 避雷器 (181) 避雷針 (182) 避雷器 (183) 避雷針 (184) 避雷器 (185) 避雷針 (186) 避雷器 (187) 避雷針 (188) 避雷器 (189) 避雷針 (190) 避雷器 (191) 避雷針 (192) 避雷器 (193) 避雷針 (194) 避雷器 (195) 避雷針 (196) 避雷器 (197) 避雷針 (198) 避雷器 (199) 避雷針 (200) 避雷器 (201) 避雷針 (202) 避雷器 (203) 避雷針 (204) 避雷器 (205) 避雷針 (206) 避雷器 (207) 避雷針 (208) 避雷器 (209) 避雷針 (210) 避雷器 (211) 避雷針 (212) 避雷器 (213) 避雷針 (214) 避雷器 (215) 避雷針 (216) 避雷器 (217) 避雷針 (218) 避雷器 (219) 避雷針 (220) 避雷器 (221) 避雷針 (222) 避雷器 (223) 避雷針 (224) 避雷器 (225) 避雷針 (226) 避雷器 (227) 避雷針 (228) 避雷器 (229) 避雷針 (230) 避雷器 (231) 避雷針 (232) 避雷器 (233) 避雷針 (234) 避雷器 (235) 避雷針 (236) 避雷器 (237) 避雷針 (238) 避雷器 (239) 避雷針 (240) 避雷器 (241) 避雷針 (242) 避雷器 (243) 避雷針 (244) 避雷器 (245) 避雷針 (246) 避雷器 (247) 避雷針 (248) 避雷器 (249) 避雷針 (250) 避雷器 (251) 避雷針 (252) 避雷器 (253) 避雷針 (254) 避雷器 (255) 避雷針 (256) 避雷器 (257) 避雷針 (258) 避雷器 (259) 避雷針 (260) 避雷器 (261) 避雷針 (262) 避雷器 (263) 避雷針 (264) 避雷器 (265) 避雷針 (266) 避雷器 (267) 避雷針 (268) 避雷器 (269) 避雷針 (270) 避雷器 (271) 避雷針 (272) 避雷器 (273) 避雷針 (274) 避雷器 (275) 避雷針 (276) 避雷器 (277) 避雷針 (278) 避雷器 (279) 避雷針 (280) 避雷器 (281) 避雷針 (282) 避雷器 (283) 避雷針 (284) 避雷器 (285) 避雷針 (286) 避雷器 (287) 避雷針 (288) 避雷器 (289) 避雷針 (290) 避雷器 (291) 避雷針 (292) 避雷器 (293) 避雷針 (294) 避雷器 (295) 避雷針 (296) 避雷器 (297) 避雷針 (298) 避雷器 (299) 避雷針 (300) 避雷器 (301) 避雷針 (302) 避雷器 (303) 避雷針 (304) 避雷器 (305) 避雷針 (306) 避雷器 (307) 避雷針 (308) 避雷器 (309) 避雷針 (310) 避雷器 (311) 避雷針 (312) 避雷器 (313) 避雷針 (314) 避雷器 (315) 避雷針 (316) 避雷器 (317) 避雷針 (318) 避雷器 (319) 避雷針 (320) 避雷器 (321) 避雷針 (322) 避雷器 (323) 避雷針 (324) 避雷器 (325) 避雷針 (326) 避雷器 (327) 避雷針 (328) 避雷器 (329) 避雷針 (330) 避雷器 (331) 避雷針 (332) 避雷器 (333) 避雷針 (334) 避雷器 (335) 避雷針 (336) 避雷器 (337) 避雷針 (338) 避雷器 (339) 避雷針 (340) 避雷器 (341) 避雷針 (342) 避雷器 (343) 避雷針 (344) 避雷器 (345) 避雷針 (346) 避雷器 (347) 避雷針 (348) 避雷器 (349) 避雷針 (350) 避雷器 (351) 避雷針 (352) 避雷器 (353) 避雷針 (354) 避雷器 (355) 避雷針 (356) 避雷器 (357) 避雷針 (358) 避雷器 (359) 避雷針 (360) 避雷器 (361) 避雷針 (362) 避雷器 (363) 避雷針 (364) 避雷器 (365) 避雷針 (366) 避雷器 (367) 避雷針 (368) 避雷器 (369) 避雷針 (370) 避雷器 (371) 避雷針 (372) 避雷器 (373) 避雷針 (374) 避雷器 (375) 避雷針 (376) 避雷器 (377) 避雷針 (378) 避雷器 (379) 避雷針 (380) 避雷器 (381) 避雷針 (382) 避雷器 (383) 避雷針 (384) 避雷器 (385) 避雷針 (386) 避雷器 (387) 避雷針 (388) 避雷器 (389) 避雷針 (390) 避雷器 (391) 避雷針 (392) 避雷器 (393) 避雷針 (394) 避雷器 (395) 避雷針 (396) 避雷器 (397) 避雷針 (398) 避雷器 (399) 避雷針 (400) 避雷器 (401) 避雷針 (402) 避雷器 (403) 避雷針 (404) 避雷器 (405) 避雷針 (406) 避雷器 (407) 避雷針 (408) 避雷器 (409) 避雷針 (410) 避雷器 (411) 避雷針 (412) 避雷器 (413) 避雷針 (414) 避雷器 (415) 避雷針 (416) 避雷器 (417) 避雷針 (418) 避雷器 (419) 避雷針 (420) 避雷器 (421) 避雷針 (422) 避雷器 (423) 避雷針 (424) 避雷器 (425) 避雷針 (426) 避雷器 (427) 避雷針 (428) 避雷器 (429) 避雷針 (430) 避雷器 (431) 避雷針 (432) 避雷器 (433) 避雷針 (434) 避雷器 (435) 避雷針 (436) 避雷器 (437) 避雷針 (438) 避雷器 (439) 避雷針 (440) 避雷器 (441) 避雷針 (442) 避雷器 (443) 避雷針 (444) 避雷器 (445) 避雷針 (446) 避雷器 (447) 避雷針 (448) 避雷器 (449) 避雷針 (450) 避雷器 (451) 避雷針 (452) 避雷器 (453) 避雷針 (454) 避雷器 (455) 避雷針 (456) 避雷器 (457) 避雷針 (458) 避雷器 (459) 避雷針 (460) 避雷器 (461) 避雷針 (462) 避雷器 (463) 避雷針 (464) 避雷器 (465) 避雷針 (466) 避雷器 (467) 避雷針 (468) 避雷器 (469) 避雷針 (470) 避雷器 (471) 避雷針 (472) 避雷器 (473) 避雷針 (474) 避雷器 (475) 避雷針 (476) 避雷器 (477) 避雷針 (478) 避雷器 (479) 避雷針 (480) 避雷器 (481) 避雷針 (482) 避雷器 (483) 避雷針 (484) 避雷器 (485) 避雷針 (486) 避雷器 (487) 避雷針 (488) 避雷器 (489) 避雷針 (490) 避雷器 (491) 避雷針 (492) 避雷器 (493) 避雷針 (494) 避雷器 (495) 避雷針 (496) 避雷器 (497) 避雷針 (498) 避雷器 (499) 避雷針 (500) 避雷器 (501) 避雷針 (502) 避雷器 (503) 避雷針 (504) 避雷器 (505) 避雷針 (506) 避雷器 (507) 避雷針 (508) 避雷器 (509) 避雷針 (510) 避雷器 (511) 避雷針 (512) 避雷器 (513) 避雷針 (514) 避雷器 (515) 避雷針 (516) 避雷器 (517) 避雷針 (518) 避雷器 (519) 避雷針 (520) 避雷器 (521) 避雷針 (522) 避雷器 (523) 避雷針 (524) 避雷器 (525) 避雷針 (526) 避雷器 (527) 避雷針 (528) 避雷器 (529) 避雷針 (530) 避雷器 (531) 避雷針 (532) 避雷器 (533) 避雷針 (534) 避雷器 (535) 避雷針 (536) 避雷器 (537) 避雷針 (538) 避雷器 (539) 避雷針 (540) 避雷器 (541) 避雷針 (542) 避雷器 (543) 避雷針 (544) 避雷器 (545) 避雷針 (546) 避雷器 (547) 避雷針 (548) 避雷器 (549) 避雷針 (550) 避雷器 (551) 避雷針 (552) 避雷器 (553) 避雷針 (554) 避雷器 (555) 避雷針 (556) 避雷器 (557) 避雷針 (558) 避雷器 (559) 避雷針 (560) 避雷器 (561) 避雷針 (562) 避雷器 (563) 避雷針 (564) 避雷器 (565) 避雷針 (566) 避雷器 (567) 避雷針 (568) 避雷器 (569) 避雷針 (570) 避雷器 (571) 避雷針 (572) 避雷器 (573) 避雷針 (574) 避雷器 (575) 避雷針 (576) 避雷器 (577) 避雷針 (578) 避雷器 (579) 避雷針 (580) 避雷器 (581) 避雷針 (582) 避雷器 (583) 避雷針 (584) 避雷器 (585) 避雷針 (586) 避雷器 (587) 避雷針 (588) 避雷器 (589) 避雷針 (590) 避雷器 (591) 避雷針 (592) 避雷器 (593) 避雷針 (594) 避雷器 (595) 避雷針 (596) 避雷器 (597) 避雷針 (598) 避雷器 (599) 避雷針 (600) 避雷器 (601) 避雷針 (602) 避雷器 (603) 避雷針 (604) 避雷器 (605) 避雷針 (606) 避雷器 (607) 避雷針 (608) 避雷器 (609) 避雷針 (610) 避雷器 (611) 避雷針 (612) 避雷器 (613) 避雷針 (614) 避雷器 (615) 避雷針 (616) 避雷器 (617) 避雷針 (618) 避雷器 (619) 避雷針 (620) 避雷器 (621) 避雷針 (622) 避雷器 (623) 避雷針 (624) 避雷器 (625) 避雷針 (626) 避雷器 (627) 避雷針 (628) 避雷器 (629) 避雷針 (630) 避雷器 (631) 避雷針 (632) 避雷器 (633) 避雷針 (634) 避雷器 (635) 避雷針 (636) 避雷器 (637) 避雷針 (638) 避雷器 (639) 避雷針 (640) 避雷器 (641) 避雷針 (642) 避雷器 (643) 避雷針 (644) 避雷器 (645) 避雷針 (646) 避雷器 (647) 避雷針 (648) 避雷器 (649) 避雷針 (650) 避雷器 (651) 避雷針 (652) 避雷器 (653) 避雷針 (654) 避雷器 (655) 避雷針 (656) 避雷器 (657) 避雷針 (658) 避雷器 (659) 避雷針 (660) 避雷器 (661) 避雷針 (662) 避雷器 (663) 避雷針 (664) 避雷器 (665) 避雷針 (666) 避雷器 (667) 避雷針 (668) 避雷器 (669) 避雷針 (670) 避雷器 (671) 避雷針 (672) 避雷器 (673) 避雷針 (674) 避雷器 (675) 避雷針 (676) 避雷器 (677) 避雷針 (678) 避雷器 (679) 避雷針 (680) 避雷器 (681) 避雷針 (682) 避雷器 (683) 避雷針 (684) 避雷器 (685) 避雷針 (686) 避雷器 (687) 避雷針 (688) 避雷器 (689) 避雷針 (690) 避雷器 (691) 避雷針 (692) 避雷器 (693) 避雷針 (694) 避雷器 (695) 避雷針 (696) 避雷器 (697) 避雷針 (698) 避雷器 (699) 避雷針 (700) 避雷器 (701) 避雷針 (702) 避雷器 (703) 避雷針 (704) 避雷器 (705) 避雷針 (706) 避雷器 (707) 避雷針 (708) 避雷器 (709) 避雷針 (710) 避雷器 (711) 避雷針 (712) 避雷器 (713) 避雷針 (714) 避雷器 (715) 避雷針 (716) 避雷器 (717) 避雷針 (718) 避雷器 (719) 避雷針 (720) 避雷器 (721) 避雷針 (722) 避雷器 (723) 避雷針 (724) 避雷器 (725) 避雷針 (726) 避雷器 (727) 避雷針 (728) 避雷器 (729) 避雷針 (730) 避雷器 (731) 避雷針 (732) 避雷器 (733) 避雷針 (734) 避雷器 (735) 避雷針 (736) 避雷器 (737) 避雷針 (738) 避雷器 (739) 避雷針 (740) 避雷器 (741) 避雷針 (742) 避雷器 (743) 避雷針 (744) 避雷器 (745) 避雷針 (746) 避雷器 (747) 避雷針 (748) 避雷器 (749) 避雷針 (750) 避雷器 (751) 避雷針 (752) 避雷器 (753) 避雷針 (754) 避雷器 (755) 避雷針 (756) 避雷器 (757) 避雷針 (758) 避雷器 (759) 避雷針 (760) 避雷器 (761) 避雷針 (762) 避雷器 (763) 避雷針 (764) 避雷器 (765) 避雷針 (766) 避雷器 (767) 避雷針 (768) 避雷器 (769) 避雷針 (770) 避雷器 (771) 避雷針 (772) 避雷器 (773) 避雷針 (774) 避雷器 (775) 避雷針 (776) 避雷器 (777) 避雷針 (778) 避雷器 (779) 避雷針 (780) 避雷器 (781) 避雷針 (782) 避雷器 (783) 避雷針 (784) 避雷器 (785) 避雷針 (786) 避雷器 (787) 避雷針 (788) 避雷器 (789) 避雷針 (790) 避雷器 (791) 避雷針 (792) 避雷器 (793) 避雷針 (794) 避雷器 (795) 避雷針 (796) 避雷器 (797) 避雷針 (798) 避雷器 (799) 避雷針 (800) 避雷器 (801) 避雷針 (802) 避雷器 (803) 避雷針 (804) 避雷器 (805) 避雷針 (806) 避雷器 (807) 避雷針 (808) 避雷器 (809) 避雷針 (810) 避雷器 (811) 避雷針 (812) 避雷器 (813) 避雷針 (814) 避雷器 (815) 避雷針 (816) 避雷器 (817) 避雷針 (818) 避雷器 (819) 避雷針 (820) 避雷器 (821) 避雷針 (822) 避雷器 (823) 避雷針 (824) 避雷器 (825) 避雷針 (826) 避雷器 (827) 避雷針 (828) 避雷器 (829) 避雷針 (830) 避雷器 (831) 避雷針 (832) 避雷器 (833) 避雷針 (834) 避雷器 (835) 避雷針 (836) 避雷器 (837) 避雷針 (838) 避雷器 (839) 避雷針 (840) 避雷器 (841) 避雷針 (842) 避雷器 (843) 避雷針 (844) 避雷器 (845) 避雷針 (846) 避雷器 (847) 避雷針 (848) 避雷器 (849) 避雷針 (850) 避雷器 (851) 避雷針 (852) 避雷器 (853) 避雷針 (854) 避雷器 (855) 避雷針 (856) 避雷器 (857) 避雷針 (858) 避雷器 (859) 避雷針 (860) 避雷器 (861) 避雷針 (862) 避雷器 (863) 避雷針 (864) 避雷器 (865) 避雷針 (866) 避雷器 (867) 避雷針 (868) 避雷器 (869) 避雷針 (870) 避雷器 (871) 避雷針 (872) 避雷器 (873) 避雷針 (874) 避雷器 (875) 避雷針 (876) 避雷器 (877) 避雷針 (878) 避雷器 (879) 避雷針 (880) 避雷器 (881) 避雷針 (882) 避雷器 (883) 避雷針 (884) 避雷器 (885) 避雷針 (886) 避雷器 (887) 避雷針 (888) 避雷器 (889) 避雷針 (890) 避雷器 (891) 避雷針 (892) 避雷器 (893) 避雷針 (894) 避雷器 (895) 避雷針 (896) 避雷器 (897) 避雷針 (898) 避雷器 (899) 避雷針 (900) 避雷器 (901) 避雷針 (902) 避雷器 (903) 避雷針 (904) 避雷器 (905) 避雷針 (906) 避雷器 (907) 避雷針 (908) 避雷器 (909) 避雷針 (910) 避雷器 (911) 避雷針 (912) 避雷器 (913) 避雷針 (914) 避雷器 (915) 避雷針 (916) 避雷器 (917) 避雷針 (918) 避雷器 (919) 避雷針 (920) 避雷器 (921) 避雷針 (922) 避雷器 (923) 避雷針 (924) 避雷器 (925) 避雷針 (926) 避雷器 (927) 避雷針 (928) 避雷器 (929) 避雷針 (930) 避雷器 (931) 避雷針 (932) 避雷器 (933) 避雷針 (934) 避雷器 (935) 避雷針 (936) 避雷器 (937) 避雷針 (938) 避雷器 (939) 避雷針 (940) 避雷器 (941) 避雷針 (942) 避雷器 (943) 避雷針 (944) 避雷器 (945) 避雷針 (946) 避雷器 (947) 避雷針 (948) 避雷器 (949) 避雷針 (950) 避雷器 (951) 避雷針 (952) 避雷器 (953) 避雷針 (954) 避雷器 (955) 避雷針 (956) 避雷器 (957) 避雷針 (958) 避雷器 (959) 避雷針 (960) 避雷器 (961) 避雷針 (962) 避雷器 (963) 避雷針 (964) 避雷器 (965) 避雷針 (966) 避雷器 (967) 避雷針 (968) 避雷器 (969) 避雷針 (970) 避雷器 (971) 避雷針 (972) 避雷器 (973) 避雷針 (974) 避雷器 (975) 避雷針 (976) 避雷器 (977) 避雷針 (978) 避雷器 (979) 避雷針 (980) 避雷器 (981) 避雷針 (982) 避雷器 (983) 避雷針 (984) 避雷器 (985) 避雷針 (986) 避雷器 (987) 避雷針 (988) 避雷器 (989) 避雷針 (990) 避雷器 (991) 避雷針 (992) 避雷器 (993) 避雷針 (994) 避雷器 (995) 避雷針 (996) 避雷器 (997) 避雷針 (998) 避雷器 (999) 避雷針 (1000) 避雷器 (1001) 避雷針 (1002) 避雷器 (1003) 避雷針 (1004) 避雷器 (1005) 避雷針 (1006) 避雷器 (1007) 避雷針 (1008) 避雷器 (1009) 避雷針 (1010) 避雷器 (1011) 避雷針 (1012) 避雷器 (1013) 避雷針 (1014) 避雷器 (1015) 避雷針 (1016) 避雷器 (1017) 避雷針 (1018) 避雷器 (1019) 避雷針 (1020) 避雷器 (1021) 避雷針 (1022) 避雷器 (1023) 避雷針 (1024) 避雷器 (1025) 避雷針 (1026) 避雷器 (1027) 避雷針 (1028) 避雷器 (1029) 避雷針 (1030) 避雷器 (1031) 避雷針 (1032) 避雷器 (1033) 避雷針 (1034) 避雷器 (1035) 避雷針 (1036) 避雷器 (1037) 避雷針 (1038) 避雷器 (1039) 避雷針 (1040) 避雷器 (1041) 避雷針 (1042) 避雷器 (1043) 避雷針 (1044) 避雷器 (1045) 避雷針 (1046) 避雷器 (1047) 避雷針 (1048) 避雷器 (1049) 避雷針 (1050) 避雷器 (1051) 避雷針 (1052) 避雷器 (1053) 避雷針 (1054) 避雷器 (1055) 避雷針 (1056) 避雷器 (1057) 避雷針 (1058) 避雷器 (1059) 避雷針 (1060) 避雷器 (1061) 避雷針 (1062) 避雷器 (1063) 避雷針 (1064) 避雷器 (1065) 避雷針 (1066) 避雷器 (1067) 避雷針 (1068) 避雷器 (1069) 避雷針 (1070) 避雷器 (1071) 避雷針 (1072) 避雷器 (1073) 避雷針 (1074) 避雷器 (107

17. 映像・音響設備		23. 駐車場管理設備		【中央監視制御設備】		Ⅲ. 機器標準取付高さ	
(1)設備		(1)機器		29. 中央監視制御設備		標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(〇印はバリアフリー対応)	
(2)映像機器		(2)管制盤		(1)監視制御対象設備		名 称	
・映像機器		1)機能		・動力設備		側 側	
1)表示機器		・入場管理		・受変電設備		取付高さ (mm)	
・プロジェクタ(・前面投射式		・退場管理		・発電設備		備	
・スクリーン(・反射マトリ形		・発券管理		・火災報知設備		考	
・反射ビーズ形		・その他(		)			
・反射ストライプ形		・壁掛型		)			
・透過形)		・卓上型		)			
・スクリーン巻上装置(・電動式		・その他(		)			
・手動式)		)		)			
・液晶ディスプレイ		)		)			
2)付属機器		(3)検知器		・監視操作装置		)	
・録画再生装置(・HDD		1)方式		・信号処理装置		)	
・Blu-ray/DVD		・赤外線式		・記録装置		)	
・テレビチューナ(UHF		2)検知器外形		・伝送装置		)	
・BS		・ステンレス製		・端末装置		)	
・CS		・鋼製		・その他(		)	
・その他(		3)検出対象車両		)			
・カメラ		四輪自動車以上		仕様詳細は別図による。			
・パソコン		4)検出対象速度		1)形式			
・その他の機器(		2～40km/h		・壁掛型			
)		・その他(		・自立型			
		)		・卓型			
				・ラック型			
				・卓上型			
				・その他(			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			
				)			

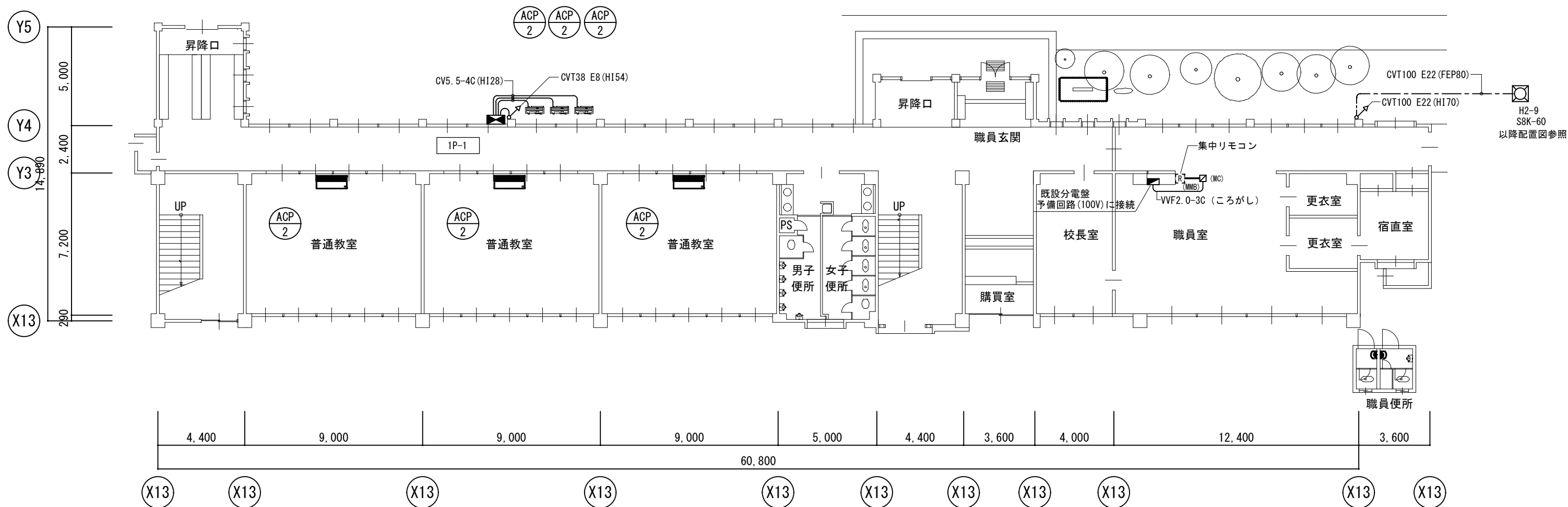
Ⅲ. 機器標準取付高さ
標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。（○印はバリアフリー対応）

名 称	側 面	取付高さ (mm)	備 考
電力	接地端子盤	床下～下端	
	取引用計器	地上～窓中心 1,800～2,000	
	引込開閉器	床下～中心 1,800～2,000	
	分電盤	床下～中心 1,500 上端 1,900mm	
電灯	スイッチ	床下～中心 1,300 ○1,000mm	
	コンセント（一般）	床下～中心 300 ○400mm	
	コンセント（和室）	床下～中心 200	
	コンセント（台上）	床下～中心 150	
	コンセント（WP）	床下～中心 1,000	
	コンセント（地下）	床下～中心 1,000	
	コンセント（土間）	床下～中心 500	
	ブラケット（一般）	床下～中心 2,100～2,300	
	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心 150	
	ブラケット（処理場）	床下～中心 2,500	
動力	壁掛型制御盤	床下～中心 1,500 上端 1,900mm	
	手元開閉器	床下～中心 1,500	
電話	操作スイッチ	床下～中心 1,300	
	端子盤	床下～下端 300	
	保安器盤	床下～中心 2,000	
	壁位置ボックス	床下～中心 300	
	壁位置ボックス（和室）	床下～中心 200	
	壁位置ボックス	床下～中心 300	
時計・拡声	壁掛型観時計	床下～中心 1,500 上端 1,900mm	
	子時計	床下～中心 2,300	
	壁掛型スピーカ	床下～中心 2,300 2,500mm	
	アッテネータ	床下～中心 1,300	
表示	表示器	床下～中心 2,300	
	壁付発信器	床下～中心 1,300	
	ベル・ブザー・チャイム	床下～中心 2,300	
	壁付インターホン	床下～中心 1,300	
インターホン	壁位置ボックス	床下～中心 300	
	壁位置ボックス（和室）	床下～中心 200	
	子機（身障者用）	床下～中心 1,100	
	呼出しボタン（身障者用）	床下～中心 800～950 便座先端から後方へ100～200mm 2個目（高700mm、便座先端から前方400mm）	
テレビ	表示灯（身障者用）	床下～中心 1,800	
	機器収容箱	床下～中心 2,000	
	直列ユニット	床下～中心 300	
	直列ユニット（和室）	床下～中心 200	
火災報知	受信機・副受信機	床下～中心 1,500	
	発信器	床下～中心 1,300	
	表示灯	床下～中心 1,800	
	ベル	床下～中心 2,300	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（最終改正 平成21年国交省告示第906号）
ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等（平成25年4月 三重県）



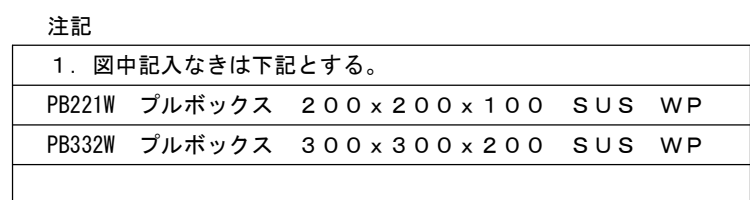
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計 ・ 監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士 承認	設 計	製 図	津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株 式 会 社 マ ツ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			図面名	—	E-05
								高圧単線結線図	縮 尺	原図 : A2



動力制御盤リスト											
盤名称	幹線番号 結 線	負 荷			分岐開閉器容量				制御盤二次側配線		
		機器 番号	機器名称	容量 (KW)	種類	P	AF	AT			
1 P - 1 〔屋外 壁掛 SUS〕		1	ACP - 2	5.38	ELB	3	50	30	CV5.5'-4C (H128)		
		2	ACP - 2	5.38	ELB	3	50	30	CV5.5'-4C (H128)		
		3	ACP - 2	5.38	ELB	3	50	30	CV5.5'-4C (H128)		
2 P - 1 〔屋外 壁掛 SUS〕		1	ACP - 1	2.72	ELB	3	50	15	CV3.5'-4C (H128)		
		2	ACP - 2	5.38	ELB	3	50	30	CV5.5'-4C (H128)		
2 P - 2 〔屋外 壁掛 SUS〕		1	ACP - 2	5.38	ELB	3	50	30	CV5.5'-4C (H128)		
		2	ACP - 2	5.38	ELB	3	50	30	CV5.5'-4C (H128)		

停電作業時について
給食室
必要に応じ発電機を仮設置し冷蔵庫へ電源を供給すること
1φ100V 5KVA ～1台 （冷蔵庫～3台）

注記	
1.	図中記入なきは下記とする。
PB221W	ブルボックス 200×200×100 SUS WP
PB332W	ブルボックス 300×300×200 SUS WP



改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立黒田小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.	
				株式会社 マ ツ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200	E-07	
									電気設備 2階平面図	縮尺		原図: A2